

## 入札説明書等に関する質問・意見書（回答） （第1回）

「西宮市西部工場解体工事」に関する入札説明書等について、質問・意見がありましたので、応募者に共通して関係するものを公表します。

No	図書名	章番号等	頁	内容	回答
1	入札説明書	3.(4).2).イ.②	12	令和4年度の資格者名簿に登録されていますが、令和5年度の資格者名簿に登録されていない場合、参加資格要件を満たしていないでしょうか。ご教示願います。	令和4年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていれば参加資格要件を満たしているものとします。
2	入札説明書	3.(4).2).イ.⑥	13	バッチ式焼却施設の処理能力40t/8hは、1日換算で120t/日とすることは可能でしょうか。	バッチ式焼却施設の処理能力を1日換算することはできません。 入札説明書13ページにおいて、施設規模とは工事請負時の公称能力で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3により届出された能力、と定義しているため、処理能力は40t/日として判断します。
3	入札説明書	3.(4).2).イ.⑥	13	施設規模120t/日以上での施工実績は、炉数に関係なく炉数全体1日当りの規模でしょうか。それとも、1日・1炉当りの規模でしょうか。ご教示願います。	施設規模とは、工事請負時の公称能力で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3により届出された能力であり、施設全体での1日当たりの処理能力を指します。  例 100t/日×3炉→施設規模 300t/日
4	入札説明書	3.(4).2).イ.⑥	13	元請負人（JVの場合は代表者に限る）について、清掃工場建替工事における施工会社A・Bの特定乙型JV（異工種JV）において契約上はプラント工事を担当する施工会社Aが代表企業ですが、解体および土木建築工事を担当する施工会社Bとは工事の分担が異なり、また施工会社Bの方が請負金額が大きいことから、解体および土木建築工事を担当する施工会社BもJVの代表者とみなせるでしょうか。ご教示願います。	甲型、乙型いかに関わらず、JVの場合は契約上の代表者として請け負った実績のみを対象としています。
5	別添資料1 発注仕様書(要求水準書)	2章.2節.4.①	9	作業員退出後の作業休止中は集じん機の停止は可能ですか。	除染工事期間中は24時間連続運転するものとします。
6	別添資料1 発注仕様書(要求水準書)	2章.2節.4.①	9	休日にも集じん機を連続運転しますか。また、その管理費を見込んでおきますか。	No.5に同じ。24時間連続運転に必要な費用を見込んでください。
7	別添資料1 発注仕様書(要求水準書)	2章.2節.5.⑤	10	付着物除去の検査を行う「第3者」とは同等の資格を有する社内検査員が代行できますか。	同等資格を有する社内検査員は不可とします。資本関係及び人的関係がない社外の第3者を選任してください。
8	別添資料1 発注仕様書(要求水準書)	2章.2節.7.③	13	石綿除去完了の検査を行う「第3者」とは同等の資格を有する社内検査員が代行できますか。	No.7に同じ。
9	別添資料2 落札者決定基準	4.	7	入札参加者が1社の場合、契約は成立しますでしょうか。	1社の場合でも契約は成立します。
10	別添資料3 提案様式集	様式2-4	-	委任状に代理人使用印鑑の欄がありますが、代理人が押印する書類が見当たりません。何を対象とされているのかご明示願います。	入札手続、契約手続において書類の受理等への使用、その他本人確認として使用することなどを想定しています。
11	別添資料3 提案様式集	様式2-8	-	監理技術者の雇用関係を証明するものについて、監理技術者証に会社名が記載されておりますのでこれをもって確認書類として宜しいでしょうか。	入札参加表明書の受付日から起算して過去3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるものであれば問題ありません。
12	別添資料3 提案様式集	様式2-8	-	配置予定監理技術者が特定できない場合、複数の候補者を様式2-8に記載しても構わないでしょうか。	記載する配置予定技術者は1名としてください。
13	別添資料3 提案様式集	様式2-9	-	施工実績の根拠資料についてコリンズ登録確認書がない場合、概要がわかる市町村からの実績証明でよろしいでしょうか。また、根拠資料として施設規模の概要が確認できればコリンズ登録確認書のみ提出で宜しいでしょうか。発注仕様書・契約書の写しが必要となるのはどのような場合でしょうか。	施工の実績が判断できる資料であれば問題ありませんが、発注者名、施設規模、契約工期、受注形態（JVの場合は代表者名）、契約内容（当該工事の施工範囲等の工事概要）が分かるものとします。 発注仕様書・契約書の写しはコリンズ登録内容確認書で上記の内容が不明な場合、又はコリンズ登録のない場合に追加で添付していただくことを想定しています。

## 入札説明書等に関する質問・意見書（回答） （第1回）

「西宮市西部工場解体工事」に関する入札説明書等について、質問・意見がありましたので、応募者に共通して関係するものを公表します。

No	図書名	章番号等	頁	内容	回答
14	別添資料3 提案様式集	様式2-10	-	配置予定監理技術者について加算点を期待しない場合でも、工事着手時に変更は可能でしょうか。	入札説明書3.(4).2.イ.⑤の要件を満たす者であれば、工事着手時に変更は可能です。ただし、加算点を期待する場合は、配置予定技術者を変更しないことを基本とし、届出された技術者と同等以上の実績を有するものと本市が認めた場合でなければ、工事着手時に変更することはできません。なお、工事着手後は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等でなければ、実際に配置した技術者を変更することはできません。
15	別添資料3 提案様式集	様式2-10等	-	従事期間の記載で当該工事の主たる部分について着工から完了までと記載がありますが、“主たる部分”とは具体的にどの部分を指すのでしょうか。	「落札者決定基準 表3 評価項目に対する注意事項」に記載されている「主たる部分」は下記の通りです。 「注3」に記載されている『主たる部分』は、当該の一般廃棄物焼却施設の解体工事における工場棟（焼却炉及び排ガス処理設備を含む棟）の解体に関して密閉養生の着手から、除染、プラント設備解体、密閉養生の解除、地上躯体解体までの期間を指します。 「注4」に記載されている『主たる部分』は、当該の建築一式工事における、新築工事又は増改築工事に関しては、その主たる建築物の杭工事又は根切り工事の着手から躯体工事、外装工事、内装工事の完了までの期間を指し、また、その他総合的な改修工事等で建築一式工事とされている工事に関しては、現場着手から現場完了までの全期間を指します。 様式2-10及び様式2-11の提出に際しては、技術者の従事期間、従事期間中の工事内容が分かる資料を提出してください。
16	別添資料4 請負契約書(案)	別紙4	35	市内契約率の考え方について市外元請（100%）、その他一般管理費（15%）、市内下請契約（20%）とした場合の計算は（100%-15%）×20%=17%で宜しいでしょうか。	{0%+（100%-0%）×20%}となり20%です。  （例） 市内元請（30%）、市外元請（70%）の契約で、市内1次下請（20%）、市外1次下請（65%）、その他一般管理費等（15%）の場合は下記となります。 市内契約率=30% [市内元請] + (100%-30% [市内元請]) ×20% [市内下請（1次）] = 44%
17	別添資料4 請負契約書(案)	別紙4	35	市内契約率（市内下請）について市内下請契約に2次下請・3次下請を含めて宜しいでしょうか。また、含めてよい場合の計算方法もお示し願えないでしょうか。	2次下請、3次下請は含めることができません。 協力企業の定義は入札説明書11ページのとおり、構成企業から直接業務の一部を受託し又は請け負うものを協力企業といいます。